

## 転出証明書の郵送請求についてのお願い

九重町で転出の手続きを行わないまま町外に引越された方は、郵送により転出証明書を請求することもできます。下記のことを住民課に送付してください。手数料はかかりません。

### 【送付するもの】

- ① 「転出証明書の請求について」に必要事項を記入していただくか、便箋等下記に必要事項を記入したもの
- ② 返信用封筒（宛名、返信用切手添付）
- ③ 本人確認ができる書類の写し（運転免許証、パスポート、住基カード等）

### 【必要事項】

- ① 異動年月日
- ② いままで（九重町）の住所、世帯主名
- ③ これからの（新しい）住所、世帯主名
- ④ 異動される方全員の氏名、性別、生年月日
- ⑤ 請求される方の住所、氏名、生年月日、電話番号（日中連絡の取れるもの）

### 【注意事項】

- ・ 郵送による請求ですので、転出証明書がお手元に届くのに数日が必要となります。手続きは余裕を持って行われますようお願いいたします。
- ・ 請求は異動する方が行ってください。また、返信用封筒の送付先は異動する方の新しい住所を書いてください。（転出予定先の住所にしかお送りできません）
- ・ 九重町の国民健康保険証をお持ちの方は、一緒に同封し返送をお願いします。

### 【送付先】

〒879-4895

大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1

九重町役場 住民課 住民グループ

（封筒表面に「転出証明請求」と書いてください。）